



「アオサギ」

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- | | |
|--|----|
| ・文パル売却は 自治体つぶしの通過点
文パル裁判に勝利しなければなりません
開沼淳一 | 2 |
| ・自治体の「政治的中立性」とは 諸富 健 | 4 |
| ・「日本の森林」が売られる
問題だらけの政策転換 佐藤 誠 | 6 |
| ・連載 (11) 今を読み解く一枚 池田 豊
「平成の始まり 321票差の京都市長選挙」 | 8 |
| ・ふるさと再生 丸山 好 | 9 |
| ・私の本棚 木子智夫 | 10 |
| ・続カメラ探訪 13 内野 憲 | 11 |
| ・交流の広場／事務局通信 | 12 |

くらしと自治 京都

(社)京都自治体問題研究所
 TEL: 075-241-0781
 FAX: 075-708-7042
 Email: kyoto@kyoto-jichiken.jp
 HP: <http://www.kyoto-jichiken.jp/>
 発行人 大田直史

(「住民と自治」 2月号付録)

文パル売却は 自治体つぶしの通過点

文パル裁判に勝利しなければなりません

開沼淳一（城陽年金者組合書記長）

1 事実経過

城陽では文化パーク城陽をめぐる、裁判が行われています。

文化パーク城陽は文化ホール、図書館、資料館、プラネタリウム、貸会議室などが組み込まれた総合文化施設で、総額178億円の事業費で、136億円を起債し、建設を行い、その後多額の市債償還を行ってきました。平成29年度末には残額13億円、残り8年間で返済が終わるという段階になっていました。

この段階になって、城陽市はリース会社のNTTファイナンスとセール&リースバック方式の契約を結びました（平成30年・2018年2月1日）。文化パーク城陽を80億円で売却し、その後毎年4億円を25年間返済し続け、100億円で買い戻す契約です。すでに80億円がリース会社から城陽市に支払われ、今年1月末に城陽市は第1回目の返済4億円を支払うことになっています。

私を含め城陽市の住民4人がこの契約は違法で無効であるとして、昨年（2018年）3月に京都地裁に提訴、その後5回の公判がおこなわれました。

2 口をつぐむ城陽市と原告側の主張

契約について、城陽市が誰とどのような契約をするのか、議会にも市民にも契約事項は明らかにされませんでした。城陽市の条例では2千万円以上の財産の取得、処分や1億5千万円以上の工事の請負などには、議会の議決が必要とされています。しかし、城陽市はセール&リースバック方式は条例事項に該当しないとして、返済が100億円にもなるにも関わらず、いっさい明らかにしませんでした。

文パルの問題については、城陽市当局は裁判で係争中というのを盾に、議会の中でも口をつぐんだままです。

①行政財産は売却できない

自治体が所有する施設は行政財産と位置付けられ、地方自治法で保護されています。行政財産は住民サービスが安定して行える施設でなければならず、地方自治法上、売買や担保設定などはできません（地方自治法第238条の四）。

文パルは行政財産です。売買などを行うためには行政財産（行政目的を実現するための財産）から普通財産（行政目的のない単なる財産、売買など可能）に変えなくてはなりません。行政財産を普通財産にするためには用途廃止が必要です。これらのことは城陽市も認めています。しかし、城陽市は用途廃止を役所内の事務処理できると主張しています。しかしこんな理屈は通りません。用途は住民の利用実態と切り離すことはできません。用途廃止して普通財産にして売却されたとされる昨年2月1日の以前も以降も、住民は同じように文パルを利用しており、用途廃止されていないのは明らかです。

②城陽市の奇妙な論理 セール&リースバックの前と後で住民は同じように使っている

2月1日のセール&リースバック後も住民は以前と同じように使用できており、何ら問題は起きていない、という市の主張も全く的はずれです。以前と同様に使用できているのであれば、用途廃止していないことを認めたことになります。従って売買はできません。

実際にはセール&リースバックの前と後で状況は大きく変わっています。以前と同じように使うためには、毎年4億円を25年間返済し続けなくてはなりません。また大きな災害を被ったりして施設が使えない状況に陥ったような場合には、一括して残金を支払わなければなりません（市とリース会社の契約事項）。大変厳しい条件

のもとに追い込まれているのです。

③受益世代と負担世代の負担の公平・解消

現在の文化パルクは耐用年数に応じた償還年数になっていない、受益世代と負担世代の負担の公平・解消が必要というのが、セール&リースバックを行った理由の1つになっています。

多額の費用が必要な時に、一時的に借金をして、後で返済するというのは、通常のやり方です。文パルクも136億円の起債で建設されました。城陽市民すべてが建設に関わる負担を担いました。そしてほぼその返済が終わろうとしている段階で、受益世代と負担世代の負担の公平・解消という言い訳で、城陽市民全体に新たな負担を押し付けようとしています。

施設の維持管理には費用がかかります。その費用をどのように担うのか、その事を明らかにするためには城陽市として文化施設をどう位置づけるのか、また、ほとんど文パルクは利用しない人、たまに使う人、良く使う人など立場の違いを含め丁寧な議論と合意が必要です。

しかし、文パルクに全く関係のない東部丘陵開発のための資金づくりであれば、ほとんどの方が反対するでしょう。

④セール&リースバック方式は国が積極的に進めようとしている手法

日本が法治国家であるなら、当然のことながら行政は法律に基づいて進めなくてはなりません。

行政の民間委託促進を目的とする政府の1諮問機関の検討事項を、国会での議論や議決もなしに、そのまま、推進しようとするなどというのは許されるものではありません。

3 この問題の背景

100億円の市民負担を強いる一番の目的は「広報じょうよう」に新名神の全線開通（2023年度）の好機を生かした大規模なプロジェクトのために一時的に資金需要が増加するためと書かれています。文パルク以

外の事業に使われるのです。

開発が予定されている東部丘陵周辺の井戸から水銀が基準値を超えて検出されるなどの問題があります。城陽市の水源井戸の一つから水銀の基準値をオーバーする事態が生じ、取水停止をしている井戸もあります。その原因調査もせず、大規模なプロジェクトを進めるために、道路建設などの費用に文パルクの売却費を充てようとしています。

また、セール&リースバック方式は、地方自治のあり方を変えようとする大きな流れの一つの表れであることを見逃してはなりません。

行政が担っている業務を民間会社に移す、という流れが作られ始め、既に半世紀を超えようとしています。当初は非効率な行政が問題にされ、「行政の簡素化、許認可業務の見直し」が求められました。その後、その方向が大きく変わりました。公的規制の緩和が強調され、民間の活力を発揮させるということが重要とされました。小売業に大規模店舗を入れることを認める大店法などが成立しました。派遣労働者の拡大、特区制度の導入も進められました。

そして、平成15年12月の総合規制改革会議では公共サービス分野の事業について、経済活性化のためという理由で、民間事業者に開放する「官製市場の開放」を盛り込んだ第3次答申が出されています。規制改革会議が公表した「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）ではリースバック方式の活用促進が挙げられています。

現在の状況は、自治体が担っている業務について、自治体そのものを無くし、議会や市民のチェックのない民間が担うという形にしていこうとする大きな流れにあると言えます。

この文パルクのセール&リースバック方式の契約は、そのような大きな流れの中で出てきた一つのあらわれです。

今回の文パルク裁判は負けることはできません。

自治体の「政治的中立性」とは

弁護士 諸富 健

1 はじめに

京都弁護士会は、毎年1回、市民の皆さまとともに憲法とは何か、人権とは何かを考えるために「憲法と人権を考えるつどい」（以下「つどい」と言います。）を開催しています。1971年から始まって昨年まで48回を数え、弁護士会最大のイベントとして、松本清張さんや永六輔さん、ジェームス三木さんなど様々な著名人をお迎えしてきました。また、第1回からほぼ毎回、京都府や京都市、その他の京都府下各自治体の共催・後援をいただけてきました。

ところが、今年のつどいに関して、京都府と京都市は共催・後援を拒否しました。その結果、その他の京都府下各自治体も次々と後援を拒否・撤回し、後援を維持したのは南丹市、大山崎町、京丹波町の3自治体のみでした。

2 事の経緯

今回のつどいのテーマは「憲法改正」。メイン講師に木村草太首都大学東京教授を迎え、京都橘高校、同志社高校、立命館宇治高校の各校有志に9条改正についてプレゼンをしてもらうという内容でした。それを前提に、例年どおり京都府と京都市に共催・後援依頼をしたところ、両自治体から憲法改正というテーマは「政治的中立性」との関係で問題があるという連絡が来ました。何度か協議を重ねましたが、両自治体は、とり

わけ木村教授が憲法改正について自説を述べることを問題視し、最終的に共催・後援をしないという結論を下しました。

3 「政治的中立性」を欠く？

弁護士会は全ての弁護士が所属する強制加入団体ですから、様々な思想信条を有する弁護士がいます。当然、弁護士会として活動するときには、「政治的中立性」を保っています。ただ、「政治的中立性」とは、政治に全く関わらないという意味ではありません。弁護士法1条では、弁護士の使命として基本的人権の擁護と社会的正義の実現を挙げていますが、併せて、社会秩序の維持及び法律制度の改善の努力義務を定めています。政治と切り離して社会秩序の維持や法律制度の改善を実現することなど考えられませんから、弁護士会は法理論的な見地から政治にアプローチしています。

今回のテーマである「憲法改正」は、国の最高法規を変更するかどうかという全国民的課題であり、弁護士会が取り上げるのにふさわしい時宜に適ったテーマでした。もちろん、内容的にも「政治的中立性」を害するものではありません。京都府や京都市は、木村教授が自説を述べることを問題視しましたが、講演会で講師が自説を述べることは当たり前のことですし、主催者が講師と同一の立場に立つわけではありませんから、ただちに「政治的中立性」を欠くことにつながる

ものではありません。実際、木村教授の講演は、法学者の立場から、憲法に自衛隊を書き込むことの意味や問題点を法理論的に分析したもので、政治的な主義・主張とは全く無関係でした。

「憲法と人権」にまつわるテーマは多種多様であり、いずれも政治と無関係ではられません。政治と関係するものについては「政治的中立性」の観点から共催・後援を拒否するという事になれば、およそありとあらゆるテーマについて自治体が関与しないということになります。そのような姿勢は「政治的中立性」をはき違えていると言うより他にありません。

4 全国的な課題

「政治的中立性」の名の下に自治体 hands を引いていくという問題は、京都に限ったものではありません。さいたま市では、「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句が公民館だよりへの掲載を拒否されるという事件が起きました。これについては、最高裁まで闘われて原告に対する人格的利益の侵害が認められ、さいたま市が謝罪してこの俳句が公民館だよりに掲載されることになりました。

大阪府松原市では、松原民商が50周年記念のまつりを開催しようと市の公園の使用許可を申請したところ、「市の協賛・後援の許可」という審査基準を満たしていないということで不許可としました。松原民商が後援名義使用承認を申請したところ、市は「主催団体の宣伝、売名を目的とするものと類推されるおそれ

がある」として不承認としました。これについては、一審、二審とも市の不許可決定を違法と判断しました。

少し古い数字ですが、2014年にNHKが行った調査によると、121自治体のうち20自治体が後援の申請を断るなどの対応をとったということです。こうした動きが拡大すると、政治的課題に対する行政の関与が薄まるばかりでなく、集会やデモ、文書掲載など市民が表現行為をする機会が奪われていくことになります。

5 抗議の声を挙げましょう！

自治体が中立性を考慮することは理解できますが、それは自治体が政治的課題に関わらないことで達成すべきものではありません。様々な政治的立場の者に対して公平な機会を与えることによって達成すべきものです。

しかし、SNSが発達して誰もが容易に情報発信できる現在、自治体内部で一部の強い声に萎縮して波風を立てないようにしようとする動きが広がっているのではないのでしょうか。このような動きを放置していると、自治体が政治的課題に関与しないことが当然であるという空気が蔓延し、表現の自由にとって危機的な事態となります。

自治体の後援拒否の動きがあれば、直ちに抗議の声を挙げて是正させることが重要です。そうすることで、真の「政治的中立性」を実現することに繋がります。基本的人権を保持するためには、やはり「不断の努力」（憲法12条）が求められるということでしょう。

「日本の森林」が売られる 問題だらけの政策転換

佐藤 誠（京都府有害鳥獣問題研究会事務局長）

■ 全納税者から1000円の新税

…国民が知らないうちの林政大転換

自公与党は、2024年から国民一人当たり1000円の森林環境税（年間600億円）の課税を決めており、新税を当てにした借金で、「森林環境譲与税」を今年の4月から市町村等に配分します。具体的に何をやるかは、昨年5月に成立した「森林経営管理法」（本年4月施行）に基本的なことが示されており、日本の森林・林業政策の大転換を図る内容です。しかし、法案が「官邸主導」で突然国会に提案されて成立したため、今なおその内容はほとんど知られていません。

■ 森林管理は「国民的課題」

国土の3分の2は森林です。森林は、生物多様性の保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能（洪水緩和、水資源の貯留、水質浄化）、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、景観や自然とのふれあいなどの文化機能、木材等の生産機能等の多面的機能を有しており、森林の管理は正に国民的課題です。

■ 京都で「全国初」の集会

…森林問題で学習・交流会

私たち京都府有害鳥獣問題研究会が、ことの重大性にやっと気づき、府内の団体に呼び掛け、昨年11月6日、京都市内で「森林経営管理法」を考える学習・交流集会が開催されました。主催したのは、農林業、自治体、自然保護などの各分野、11団体でつくる実行委員会。集まったのは、60名あまりの多様な顔触れで活気のある集会でした。講師は、国会で参考人

として法案に反対の論陣を張られた愛媛大学名誉教授 泉 英二さん。先生から、「法に反対する全国初の集会です」と、今後への期待を述べていただきました。先生のご講演をもとに、制度のアウトラインを追ってみます。

■ 民有林の「経営管理権」

…山の所有者から市町村に

森林の7割は民有林、残りの3割が国有林です。その民有林の大部分の管理を、現在の山林所有者から市町村に移す。その上で、利益の出そうな山については、伐採業者に再委託してどんどん皆伐を進めようという方針です。

■ 「経営管理権」召し上げの「マジック」

…利益の出る山は伐採業者に

「森林の経営管理権」（木材を生産し、伐採・販売する権利）を現在の所有者から市町村に召し上げる「マジック」の仕組みは次のようなものです。

① まず、所有者には木の「保育」から「伐採」までを、法律上の義務にする（努力義務ではない）。

② 市町村は、管内の森林をいくつかのブ



愛媛大学名誉教授 泉 英二氏

ロックに分け、年数をかけブロックごとに、所有者に「自ら適切に管理する意向の有無」を打診。これを踏まえ、委託された森林の「経営管理権集積計画」を立てて所有者の同意を求めます。日本の多くの山林が「採算が取れない」として放任されているもとで、大部分の民有林が市町村管理に移行するとみられます。

③ 委託に同意しない所有者がいても、「義務を果たしていない」と市町村が判断し一定の手続きを経れば「所有者が同意した」とみなすことができます。この仕組みをてこに、市町村管理への「同意」を強要することも想定されます。さらに、市町村長は、「災害発生の可能性がある」と判断すれば、森林所有者に「災害等措置命令」を発出し、命令に従わないなら代執行してその費用を所有者に請求することもできます。

④ また、一定の手続きを踏めば、計画区域内に「所有者不明」「境界不明」の森林があっても、計画を進めることができる仕組みです。

⑤ 市町村は、集積した森林の内、「利益の出そうな」森林を伐採業者に再委託し、伐採、販売の権利を与えます。

■ 背景に木材業界の強い要求

…「きわめて大量の国産材」を

昭和20～30年代、戦中・戦後の乱伐によって「はげ山だらけ」となった全国の山に「世界に例をみない」ほど精力的な植林が行われました。植えられた杉や桧が50年生前後となり、それらの多くは「手つかず」に近い状態で全国に眠っています。それは、木材価格の低落によって林業が半ば崩壊している姿です。

一方、世界の森林資源が不足する中で、国産材への需要が高まり、木材の自給率も一時期の18%から30数%となっています。木材業界から「きわめて大量の国

産材」が求められています。背景のひとつには、拡大しつつある木質バイオ発電業界の存在もあります。これらの要求に応えようとして出てきたのが、「森林経営管理法」というわけです。

■ モラルハザード

…際立つの強権性、森林機能無視

研究者、関係者から多くの深刻な問題点が指摘されています。

① 森林所有者に対し、無理やりにでも「同意」させることができる等の強権性（明らかな憲法違反、民法違反）。

② 国は、50年生前後のまだ若い杉、桧等を大量に皆伐する方針です。森林の水源涵養機能、生物多様性の保全等の機能がどんどん高まる途上での皆伐となるため、本来発揮すべき森林の多面的機能の本格的な発現を摘み取ってしまう。

③ 伐採業者は、伐採後に植林し約15年保育して所有者に返すことになっています。しかし、現状では植えた杉・桧苗のほとんどが鹿に食害されると考えられます。これを避ける現実的な手立てがほとんどありません。正に「木材業界の目先の利益だけ」で、50年後100年後への展望がなく、①②とあわせて「モラルハザード」と評される所以です。

④ 国は、次期通常国会に国有林も同様の流れに乗せる法案を提出する動きです。

■ 展望を開くために

① 悪法発動を抑える世論づくりと運動。

② 法を逆手に取り、市町村管理であることを「活用」した産業振興、市民要求実現の取り組み。

③ 「森林経営管理法」の廃止、本来の森林管理、林業振興とそのための政治的政策的環境整備を目指す。

平成の始まり 321票差の京都市長選挙

平成最後の年となりました。元号で時代を考えるのは根拠がないと思われる方も多いと思います。しかし、平成30年間の京都の地方自治、地方政治を振り返るのは非常に興味深いものがあります。

1989年1月8日に始まった平成の年は、4月1日竹下登内閣が3%消費税導入、その混乱の中6月2日竹下登内閣は総辞職しました。12月には株価史上最高値の38,957円44銭を記録したあと、一気にバブル経済は崩壊し「失われた10年」、そして「20年」へと続きます。

その打開を新自由主義、構造改革に求め、橋本龍太郎内閣による「六大改革」、小泉構造改革、アベノミクスが進められ、富の集中、格差が極限にまで拡大しました。

労働分野においても9月総評解散、日教組が連合加盟決定、11月21日、連合、全労連が同時に発足しナショナルセンターの再編がなされました。京都においても2月17日に民間先行で京都連合が結成され、翌90年2月9日に自治労京都など公務労組が参加しました。

国際的にも冷戦構造の崩壊となった年であり、6月4日には中国天安門事件、11月9日にはベルリンの壁崩壊。12月アメリカのブッシュ大統領とロシアのゴルバチョフ書記長の会談で「冷戦終結」宣言がなされました。

平成の始まりは世界政治においても、国内政治においても戦後の大きな転機となった年といえます。

京都の地方政治においても、住民と民主団体にとって1989年は、4年前からの住民要求運動の構築を背景に新たな可能性の探求と実現の可能性に大きく近づいた

1989年8月12日告示日

(左から川端道喜、木村萬平、寺前巖、寿岳章子)



市財の母国自会た

年でした。

1978年自民党府政に変わって以降、80年社公合意により政党間の共同は極めて困難となりました。

京都では住民要求実現をめざし84年「対市要求連絡会」結成、自治体労働組合と教職員組合は「三者合闘」を発展させ「五者合闘」結成、85年「市民本位の民主市政をすすめる会」が発足し市長選挙を闘いました。88年「ねっとわ〜く京都」が発刊されました。

3月6日、京都の学者・文化人7氏、川端道喜(第十五代御ちまき司)、茂山千之丞(狂言師)、夏目文夫(京都府生協連会長)、中島晃(弁護士)、岡田真弓(京のまちづくり連絡会代表委員)、西山卯三(京都大学名誉教授)、中村美恵子(人形作家)が木村萬平氏に京都市長選挙への出馬要請をおこない、4月10日出馬表明、「民主市政の会」、「21京を創る懇話会」、「京都総評」、「草の根連絡会」と相次いで政策協定を結び、全く新しい住民との共同による選挙体制、「四輪駆動」と呼ばれた共同組織を作り選挙戦を闘いました。

321票差で惜敗の市長選です。

「改正漁業法」成立 小さな漁業者に大きな打撃 企業参入で地域崩壊も

平成30年11月の臨時国会で、地元の漁協や漁業者に漁業権を優先的に割り当てる漁業法の規定を廃止することを柱とする水産改革関連法案が、衆参両院の本会議に於いて賛成多数で可決成立した。公布から2年以内に施行されることになっており、より具体的な運用を定めた政省令などが順次決定されていくことになる。

改正の主な内容

漁業を営む権利である漁業権の見直しでは、都道府県が漁業権を付与する際に地元を重視する優先順位規定を廃止する。空いた水域は参入を望む企業を含め優劣を付けず地域への貢献度などを都道府県が判断して割り当て先を決めるよう改めて法制化する。既存の漁業者が「適切かつ有効」に漁場を利用している場合には継続して付与する。

漁業調整委員会では、公選制から知事による任命制に変えるとしている。漁業権の免許などの漁業調整に漁業者の意見が反映されるかが懸念される。

遠洋沖合漁業では、資源管理のために行ってきた漁船のトン数規制を廃止し大型化を進めるとしている。政府は船ごとの漁獲割り当てを設けるので資源管理は維持されると言うが、大資本言いなりに、小・零細漁業者の配分が減らされ、獲りすぎによる沿岸漁場の資源減少が懸念される。

水産庁による説明会が、平成30年10月16日、水産事務所で行われた。参加者は漁業団体・漁業者6団体8名、漁協5名、市町は3市4名、府8名、漁業調整委員会8名。

説明内容は、改革の方向性が示された

に過ぎず、参加者からは、

- ・地元の同意なしに企業に漁場を開放するのは？
- ・公選制を廃止し知事による任命制になれば漁業者の意見が反映されなくなるのでは？
- ・漁船の大型化は大量漁獲を可能にし沿岸漁場の資源減少が懸念されるのでは？

などの質問が出されたが、水産庁は、

- ・養殖・定置漁業権は漁場を「適切かつ有効」に利用している既存の漁業者、漁協に優先して免許される。「適切かつ有効」の考え方は国が都道府県に示す。
- ・海区漁業調整委員会は漁業者委員の実態に合わせて漁業者団体からの推薦等を受けた者の中から議会の同意を得て知事が選任する仕組みとする。
- ・漁船大型化は、漁獲量の配分は審議会の検討を経て公平に定める。

と回答し、具体的運用については今後2年以内に政省令として定められて行くといったもので、具体的基準が明確でなく不安が残る内容であった。

沿岸漁業は、漁村地域の基幹産業として雇用をはじめ地域経済を支える主要な役割を担っており、企業が参入すれば浜に対立と混乱を持ち込むのみならず地域崩壊につながりかねず、とりわけ小規模な沿岸漁業経営体が多い府内の実情から見て大きな打撃になるものである。

今後決定されていく政省令に漁業者の意見が充分反映されるよう取組をすすめることが重要である。



カジノミクスー「カジノ解禁」「アベ銀行」「年金積立金バクチ」の秘密

(大門実紀史著 新日本出版社 2018年12月 1,836円)

安倍首相が新年から「忘れさせる」「あきらめさせる」「分断を持ち込む」という常套手段を行使する中で、「忘れず、あきらめず、連帯して」たちむかうことが求められています。そういう中、大門実紀史氏の著作は、その前提である、真実を見分ける力をつけるものとなっています。

著書の冒頭で、安倍晋三首相は、「『改憲を成しとげるまでは、株よ、下がないでくれ』そんなことをおもいながら」首相執務室の電光ボードを「ながめているのではないのでしょうか」とあり、年末の株価の値下がりから、年始に2万円台に戻ったからくりを教えてください。

今、アベ政治は、第一に実物のとばく場を開こうとしている、第二に国家をあげてとばくにのめり込んでいることが詳細に記述され、さらに、アメリカの経済的な要求に応えた二つの手法（①日本銀行マネーをつかったとばく、②私たちの老後の資金である年金積立金を元手にしたとばく）がとられ、安倍政権の経済政策（アベノミクス）のすべてが、まさに売国のマネーゲームであることを解明しています。アベノミクスが『カジノミクス』であることを喝破しています。

本著作は、「はじめに」にあるように、「金融が苦手という方にも読んでいただけるよう、専門的な知識に踏み込むより、物事の仕組みと関係を述べることに重点をおいた。日本経済のまともな発展をねがう各分野の運動や、カジノをつくらせない全国各地のたたかいに役立てれば幸い」とあり、日本経済の全体を見うえて格好のものです。

現在のカジノ資本主義ともいえる事態は、一部のものだけのゲームではなく、

国民全体を巻き込んで行われるゲームであり、そのしわ寄せはいつも国民に押しつけられることになります。

財界や、内閣府の参与を歴任された方が「『新しい資本主義』をつくりあげなければ」「次の時代は、より分配に力を入れた社会をめざすべき」などと述べていることも紹介し、いわゆる「保守層」といわれる方々を含め、幅広い共同のたたかいの展望が語られています。

安倍政権の6年余、特に昨年末は、外国人労働者、沿岸漁業、水道事業への規制緩和の押しつけなど、国会を形骸化するような手法で、禁じ手に踏み込んできています。

日本銀行の事務方からたくさんの資料提供をうけ、長時間議論をしたことも紹介し、「立場は違っても真摯な対応」をいただいた、と述べられているとおり、深い議論がされており、大門氏も面目躍如というべきでしょう。大門氏の国会での明快な論戦、著書もここに支えられていると感じました。さらに巻末には、

「図表および収録ページ一覧」が掲載され、これを参照するだけでも価値ある著作となっています。特に「異次元の金融緩和」の経過や、公的マネー投入額の多い企業の一覧、日本市場の株式売買で外国人投資家が占める比率の推移など、日本が「売られて」いる現状が具体的に把握できます。

最後にあわせて「知る」うえで、堤未果氏の「日本が売られる」や矢部宏治氏の「知ってはいけない1, 2」もぜひおすすめします。



「鴨川のユリカモメとアオサギ」

鴨川の丸太町橋からの眺めは春の桜並木をはじめ、各季節、心に残る美しい風情をそれぞれ醸し出してくれます。1月中旬、白く可愛い姿で水面に群れるユリカモメ、片足で立ちつづける1羽のアオサギの孤高の姿を📷におさめました。



<ユリカモメ>

ユリカモメは鴨川の冬の風物詩にあげられています。鴨川の広い範囲で見かけますが、丸太町橋付近で良く見かけます。全長は約40 cm、赤いくちばしと足がきれいな小型のカモメの仲間です。夏は頭部が黒褐色になりますが、冬は頭部が白く目の後ろに黒い斑点があるのが特徴です。冬の川面に群がるその姿は可愛く、白い花が一面に咲いたようです。人に馴れ近づいても逃げることはありません。雑食性で、近くに水草が生えている河川や池では昆虫や雑草の種子などを食べ、昼間は常に餌場近くにいます。集団で行動をする渡り鳥で、ロシアのカムチャッカ半島からはるばる約3000kmを旅してきて、暖かくなる春になると北の故郷へと帰っていきます。平安時代の初期に書かれた「伊勢物語」の「東下り」の場面に出てくる「都鳥」として、古文の

教科書にも載っていることで有名ですが、京都で見られるようになったのは、最近で、1974年1月のことだそうです。冬の時期、琵琶湖から鴨川へ毎日通い、夕方になると、ねぐらにしている琵琶湖へと飛んでいきます。



<アオサギ>

群れることなく片足で辛抱よくエサを待つ姿は孤高をただよわせ心惹かれます。全長88 ～98cm、日本のサギの中で最も大きく、背中が青灰色のサギです。嘴は黄色、頭部は白く目の後方から濃紺の線があり、長い冠羽へとつながっています。首には濃紺の縦斑があり、胸と背に飾り羽があります。渡り鳥ではなく留鳥として全国に分布し、水田から海岸まで様々な水辺に棲息し、魚類や両生類、は虫類などを捕食しますが、水の中をゆっくり歩いたり、じっと立ち止まって待ち伏せしたりしながら魚をクチバシで突き刺して捕らえます。非繁殖期には単独で生活します。性格は慎重で臆病ながら執着心が強く、ねぐらやエサ場に強くこだわる傾向があります。もともとは人間を恐れ、人影を見たら一目散に逃げてしまいましたが、鴨川など都市部のアオサギは人を恐れなくなってきました。

交流の広場

若狭の原発動かすな！福島に思いはせ
みんなでデモしよう！



2019年3月10日(日)13:30~

円山公園音楽堂

デモ出発15:00~

主催 バイバイ原発きょうと実行委員会

●会費及び「住民と自治」誌購読料納入のお願い

2019年3月までの請求書をお送りしています。入金のほどよろしくお願い致します。

事務局通信

71th ツキイチ土曜サロン

- ・開催日 2月16日(土)
- ・時刻 14:00~
- ・場所 京都自治体問題研究所
- ・報告 藤井 一さん

<今月の本>

「日銀バブルが日本を蝕む」文春新書
(藤田知也、18.10、850円+税)

本書は「スルガ銀行の乱脈不動産融資、実力以上の株価高騰、仮想通貨事件……」。「実感なき好景気」を演出してきた日本銀行の詐欺的政策を暴く！と言う。

「お金の流れに異変が起きている」として「不動産投資が過熱し、老後への不安から、アパートやマンションに投資する人が増えた。しかし、入居者が見込めない物件を抱えた多くの大家が破綻のリスクにさらされている。スルガ銀行の乱脈不動産融資事件では、悪質なモラルハザードが銀行内に蔓延していることが発覚」。「歪んだマネーの潮流の背景には、日本銀行の政策がある」と指弾。不動産市場崩壊の予兆が指摘されるなど、バブルをもう一度考えてみたい。

手のひらに憲法プロジェクト

URL <http://www.pocketkenpo.com>

<ポケット憲法のお申込み>

Mail info@pocketkenpo.com

TEL 075-211-1161

FAX 075-708-7042

月報1月号、「スクラップアンドビルドを問う」の文中7ページ右欄8行目及び22行目の「筆者」を「著者」に訂正します。

●年報第12号(19年5月末発行予定)論文募集●

☆特集テーマ:「京都にとっての『平成』とは」(案) ☆締切り:2019年4月15日

- ・会員であればどなたでも投稿できます。特集テーマ以外でもかまいません。
- ・投稿種類:研究・討論・調査レポート、動向、資料、書評(投稿規定・執筆要項あり)